

# 森林整備保全事業における快適トイレ設置試行要領

## (目的)

第1 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、山梨県林政部が発注する森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）において、建設現場を働きやすい環境とする取組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入することにより、働き方改革の促進を目的とするものである。

## (快適トイレ設置工事の対象)

第2 森林整備保全事業における当初設計金額3千万円以上の工事で受注者が希望する工事。

## (快適トイレの仕様)

第3 本要領でいう快適トイレは、次のアからサの仕様を満たすものとする。また、シからツについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、任意とする。なお、男女ともに現場で従事する場合は、男女別で各1台設置するものとする。

### 【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

### 【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ケ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

### 【推奨する仕様、付属品】

- シ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
- ツ 付属品等の木質化

(快適トイレ設置工事の実施方法)

第4 発注者は、快適トイレ設置工事の対象である旨、別添特記仕様書記載例のとおり特記仕様書に明示するものとする。

2 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、監督員の承諾を得て実施するものとする。なお、協議時には設置を予定する快適トイレの仕様を示す資料（カタログ等）及び見積書を協議書面に添付するものとする。

(快適トイレに係る経費の計上)

第5 快適トイレに係る経費の計上は、以下の通りとする。

(1) 市場に全ての現場に対応可能な汎用性が高い快適トイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上するものとする。

(2) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。

(3) 監督員は、第3アからサの仕様について、受注者に内容が確認できる資料の提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。

(4) 快適トイレの費用は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(102,000 円/2基・月が上限)

※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円（従来品）を減じた額。

(5) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

(6) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000 円/基・月上限まで計上可能とする。

(7) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上計上しない。

【具体的な計上方法例】

① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円/基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）

積算で計上する費用 : 51,000 円/基・月

② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円/基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）

積算で計上する費用 : 30,000 円/基・月

③ 実際に導入した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス 100,000 円/基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）

積算で計上する費用 : 90,000 円/基・月

④ 実際に導入した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス 200,000 円/基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）

積算で計上する費用 : 102,000 円/基・月

(配慮すべき事項)

第6 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(成績評価)

第7 快適トイレを導入した工事の成績評価は、「創意工夫」において、1点加点とする。

附 則

本要領は、令和3年10月1日から適用する。